4　事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二　電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって文部科学省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5　事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の監査）

第三十二条の二　独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人に」とあるのは「子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）に」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）」と読み替えるものとする。

第三十七条第七項を削り、同条中第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十八条第二項を削る。

第三十八条の二中「をいう」の下に「。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする」を加え、「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「第二項ただし書中」の下に「中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、」を加え、「「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」とあるのは「同条第二項第五号」に、「同条第五項中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」を「、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画」とあるのは「であって、その計画」に改める。

第四十条第一項中「第五十二条及び第五十三条」を「第五十条の二」に、「同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」を「同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」に、「当該特定独立行政法人」を「当該中期目標管理法人」に、「同条第二項及び同法第五十三条」を「同条第二項」に改め、「、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と」を削り、同条第二項中「第六十三条」を「第五十条の十」に、「特定独立行政法人以外の独立行政法人」を「中期目標管理法人」に改め、「とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」を削り、「同条第二項」を「同項」に改め、「文部科学大臣」と」の下に「、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」と」を加える。

第四十四条中「第六十五条」を「第三十五条の三」に、「「独立行政法人」を「「中期目標管理法人」に、「同条第一項中「当該独立行政法人」を「当該中期目標管理法人」に改め、「同項中」を削る。

第四十六条第一号中「第十項」を「第九項」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

第四十八条第十一号中「第六十五条第二項」を「第三十五条の三」に、「報告をせず、又は虚偽の報告をした」を「文部科学大臣の命令に違反した」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「第三十二条第四項」を「第三十二条第三項」に、「若しくは監事の意見を記載した書面」を「、監査報告書又は会計監査報告書」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第三十三条」を「第三十二条第二項」に、「事業報告書」を「報告書」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第三十条第四項」を「第三十条第三項又は第三十二条第六項」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　第十一条第四項若しくは第五項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

六　第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十八条に次の一項を加える。

2　事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（文部科学省設置法の一部改正）

第七十三条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第三款　削除」を「第四款　国立大学法人評価委員会（第十八条）」を「第三款　国立大学法人評価委員会（第十八条）」に改める。

第四款　削除　国立大学法人評価委員会（第十九条）

第五款　削除

第六款　独立行政法人評価委員会（第二十条）

八条―第二十条）」に改める。

第四条第二十七号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同条第六十二号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、国立大学法人評価委員会とする。

第三章第二節第四款から第六款までを削る。

第三章第二節第三款を次のように改める。

第三款　国立大学法人評価委員会

第八条　国立大学法人評価委員会については、国立大学法人法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第九条から第二十条まで　削除

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法の一部改正）

第七十四条　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。